

同一事業者内での運行管理業務の一元化における 運行管理者選任数の考え方について

令和8年度 第1回「運行管理高度化ワーキンググループ」

本資料の概要

- 令和 6 年度より制度化・本格運用を開始した、「同一事業者内における運行管理業務の一元化」について実施する場合の選任数の考え方について、実証結果を踏まえた制度化の方向性をご確認いただきたい。

本資料の構成		概要	該当ページ
これまでの検討の経緯		✓ 同一事業者内における運行管理業務の一元化による、必要な選任数の増加を踏まえ、必要となる選任数の見直しや兼任の可否について議論を進めてきた。	P.2
① 1：1での選任数の考え方について	現行制度・事業者ニーズ	✓ 現行制度において一元化を行うと、必要な運行管理者選任数が増加してしまうこと、兼任ができないことについて、事業者より見直し等のニーズがあった。	P.3
	制度化に向けた実証実験の実施とその結果（概要）	✓ 前回ご提示の速報版と同様に、一元化により、実施営業所における運行管理業務の品質向上や業務量の平準化につながるという意見が得られた。 ✓ また、前回WGにて懸念のあった運行管理者の心理的負担については、実証を通じ増加は見られなかった。	P.4
	一元化を実施した際の集約営業所及び被集約営業所の運行管理者の取扱い（案）	✓ 運行管理者の集約営業所及び被集約営業所での兼任を認めること、各営業所には一元化前の車両台数に基づく配置を求めること、営業所間の距離や移動時間等に伴う制限は課さないことを軸とした制度化をご提案。	P.5
② 1：Nの検討について（3つ以上の営業所を一体としてみなすことの検討について）／実証のスキーム		✓ 3つ以上の営業所を一体としてみなすことの検討について、実証と要件の検討をご提案。	P.6~7
今後の進め方		✓ ①②それぞれの検討について、今後の進め方をご共有。	P.8~9
本日の論点		✓ 2つ（集約営業所と1つの被集約営業所）の営業所を一体としてみなす件について、原案の通り制度化してもよいか。 ✓ 3つの営業所を一体としてみなす件について、実証を実施してよいか。 ✓ 今後の進め方は適切か。	P.10

これまでの検討の経緯

- 昨年度は、第1回WGにて、運行管理業務の一元化における運行管理者及び補助者の選任数に係る実証実験の実施方針を議論し、昨年度より希望事業者による実証実験への参画を開始。
- 一元化による必要な選任数の増加を踏まえ、必要となる選任数の見直しや兼任を認める場合の制限について議論を進めてきた。

前回ご提示内容

一元化における運行管理者選任数に係る実証について

運行管理者の兼任を認める場合の制限について

【委員からのコメント】

- ✓ 安全性を担保することが大前提である。
- ✓ 効率化と安全確保の両立が前提であり、全体としてどの程度効率化が進んだのか、運行管理者の負担がどれくらい増えるのかは要確認。
- ✓ 特定の運行管理者に業務負荷が集中したり、要件を満たすために名目上配置したりすることがないよう、留意が必要。
- ✓ 遠隔点呼では、実施する営業所間の距離・移動時間等の制限は設けておらず、体制構築の要件を課している。運行管理業務の一元化においても同様に、**体制構築の要件を課すことが良いのではない**か。
- ✓ 運行管理業務の一元化を実施し、兼任する際に、営業所の管轄支局が同じ場合にのみ兼任を認めることは望ましくない。
- ✓ 現時点では、1：1（集約営業所・被集約営業所共に1営業所）でのパターンを検討しているが、将来的には1：N（1つの集約営業所が、複数の被集約営業所の運行管理を行う）のケースについても検討する必要がある。

本日も提示内容

制度化に向けた実証実験の実施とその結果（概要）

一元化を実施した際の 集約営業所及び被集約営業所の運行管理者の取扱い（案）

【検討事項】

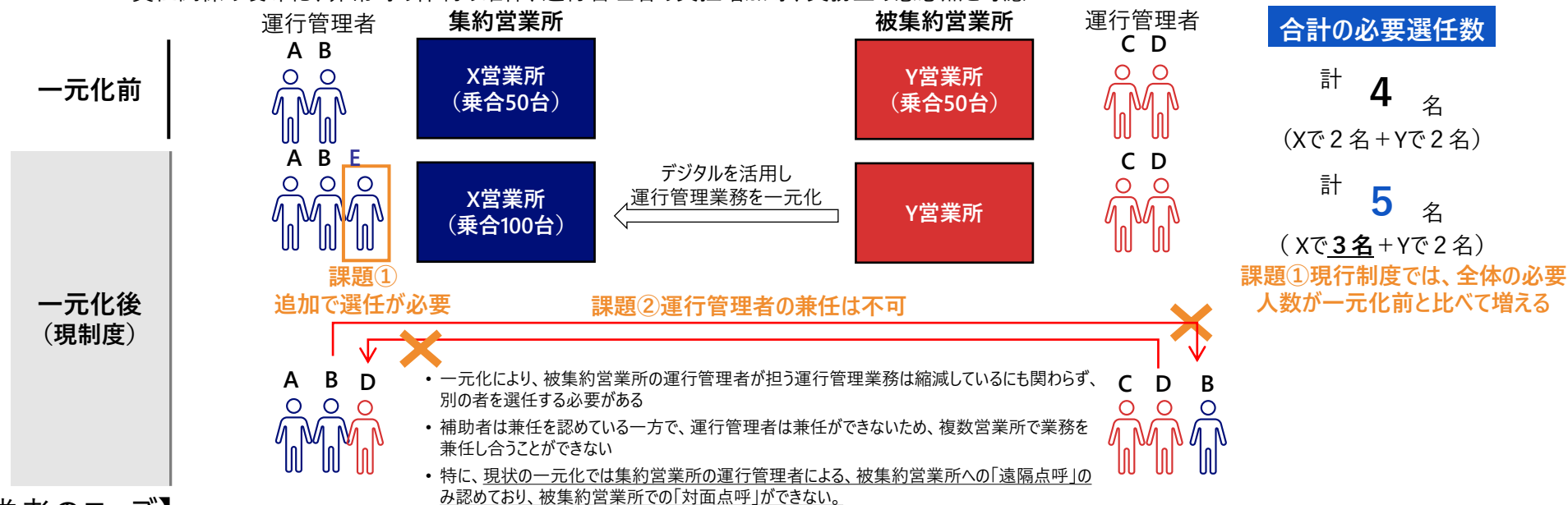
- ✓ 実証実験の結果、集約による業務平準化・負担の軽減効果がみられるとともに、運行管理者への心理的負担を含む負担の増加は見られなかった。
- ✓ **特定の運行管理者に業務負荷が集中しないよう、体制構築・業務設計を行うことを、要件上も求める。（要件に反する場合は、中止させる）**
- ✓ 運行管理業務の一元化を実施する場合の兼任について、集約営業所と被集約営業所を一体とみなし、全運行管理者の相互の兼任を、営業所の位置関係等の制限を設けずに認めることをご提案。
- ✓ **非常時への対応として、各営業所には一元化前の車両台数に基づく選任数を求めるとともに、必要な体制を構築することを求めるものとする。（要件に反する場合は、中止させる）**
- ✓ 3つ以上の営業所を一体としてみなすことの検討について、実証と要件の検討をご提案。

①1:1での選任数の考え方について(現行制度・事業者ニーズ)

- 事業者のニーズを改めて確認したところ、一元化前の選任数の合計よりも増えないよう、選任数の見直しを図ると共に、業務の実態に合わせ営業所同士で兼任し合う等の柔軟な配置のため、集約営業所の運行管理者が被集約営業所においても運行管理業務を実施できるよう(兼任できるよう)要望があった。
- 兼任される運行管理者のみに業務負担が集中する懸念から、被集約営業所の運行管理者が集約営業所を兼任するだけでなく、集約営業所の運行管理者についても被集約営業所での兼任ができるような措置が必要。
- 選任数の見直しと兼任について認めても安全上の問題がないかを確認する必要がある、実証実験を行った。(次頁)

【現行制度】 前提として、運行管理は営業所単位での実施を原則*としており、課題①②が本検討の障壁となっている。

*責任関係の曖昧化、非常時の体制の確保、運行管理者の負担増加等、実務上の懸念点を考慮



【事業者のニーズ】

①選任数の見直し

- ・ 一元化の活用前後を比較して、集約営業所と被集約営業所の必要な運行管理者の選任数の合計が増えないようにしたい

②運行管理者の柔軟な配置 (兼任)

- ・ 労働時間均質化のため、被集約営業所の運行管理者を集約営業所に出勤させて業務をさせたい
- ・ 集約営業所の運行管理者に被集約営業所の実態を把握させるため、定期的に被集約営業所に出勤させて業務をさせたい
- ・ 指導・監督等の運行管理業務を行うために集約営業所の運行管理者が被集約営業所に出勤した際、点呼も実施させたい
- ・ 人により運行管理業務ができる営業所の範囲に違いがある場合、制度として運用しづらく運行管理業務に混乱を招くおそれがある

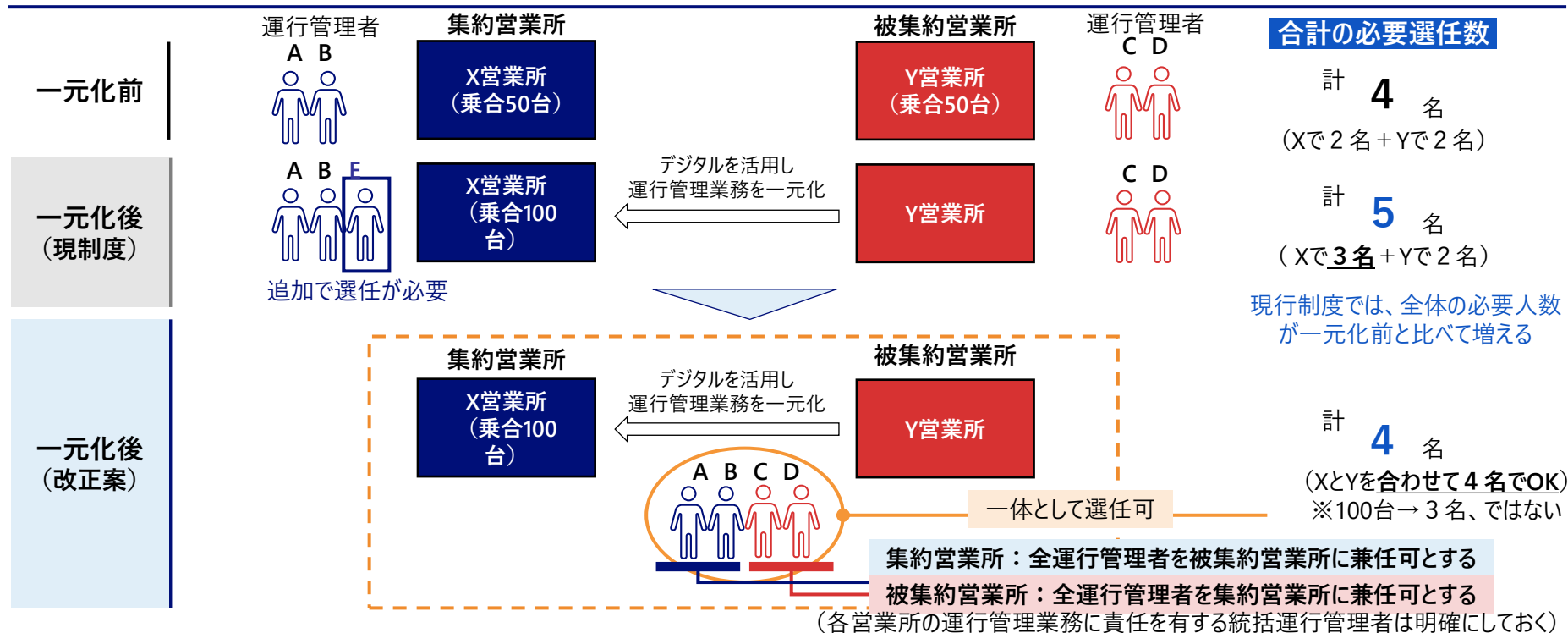
- 昨年度WG#1にて実施方針を議論し、「運行管理業務の一元化」を実施している自動車運送事業者を対象に、運行管理者数の選任数の見直しに係る実証実験を実施。
- 一元化により、**実施営業所における運行管理業務の品質向上や業務量の平準化につながるという意見**が得られたとともに、前回WGにて懸念のあった**運行管理者の心理的負担については、実証を通じ増加は見られなかった。**

① 1 : 1 での選任数の考え方について (概要)

実証実験の実施	✓ 運行管理者数の見直し及び柔軟な配置を行っても、①一元化の効果はみられるか、②安全性は担保されるか、③運行管理者の負担（心理的負担を含む）は増加しないかを確認するため、「運行管理業務の一元化実施要領（令和6年4月2日国自安第1号）に基づき、運行管理業務の一元化を実施している自動車運送事業者」を対象に、本年度6月末までの期間中に実証を実施。 ✓ 本調査への協対応を条件に、選任数の見直しを行う実証に、3事業者が参加。
実証実験の結果	✓ 前回ご提示の速報版と同様に、一元化により、実施営業所における運行管理業務の品質向上や業務量の平準化につながるという意見が得られた。 ✓ また、前回WGにて懸念のあった運行管理者の心理的負担については、実証を通じ増加は見られなかった。
実証実験を踏まえた、制度化の方向性（案）	✓ 集約営業所と被集約営業所を一体とみなし、全運行管理者の相互の営業所での兼任（運行管理補助者への選任も含む）を認める。 ✓ この場合、非常時には各営業所で（被集約側においても）運行管理業務を行う必要があるため、各営業所には一元化前の車両台数に基づく配置を求めることとする。 ✓ また、前回WGの議論を踏まえ、一体とみなせる営業所の位置関係に関する距離や移動時間に伴う制限は課さず※、各事業者において適切に運行管理が実施可能と判断した営業所にて実施できるようにする。 ※ただし、非常時に適切な対応が可能な運行管理体制の構築（緊急時の意思決定体系や代替措置等）を求めることとする。

- 集約営業所と被集約営業所を一体とみなし、所定様式の提出を求めたうえで、**全運行管理者の相互の営業所での兼任（運行管理補助者への選任も含む）を認める**。また、前回WGの議論を踏まえ、**一体とみなせる営業所の位置関係に関する距離や移動時間に伴う制限は課さず、各事業者において適切に運行管理が実施可能と判断した営業所にて実施**できるようにする。
- 所定様式には、以下の内容を含み、兼任時・変更時に提出を求めるとともに、要件への違反が確認された場合には一元化及び兼任の中止を求めることとする。
 - 特定の運行管理者に業務負荷が集中しないよう体制構築・業務設計を行うこと
 - 通信途絶等の非常時には被集約側においても運行管理業務を行う必要があるため、**各営業所には一元化前の車両台数に基づく配置を求めること**
 - 非常時に適切な**対応が可能な運行管理体制の構築**（緊急時の意思決定体系として、判断者の順位等）を行うこと

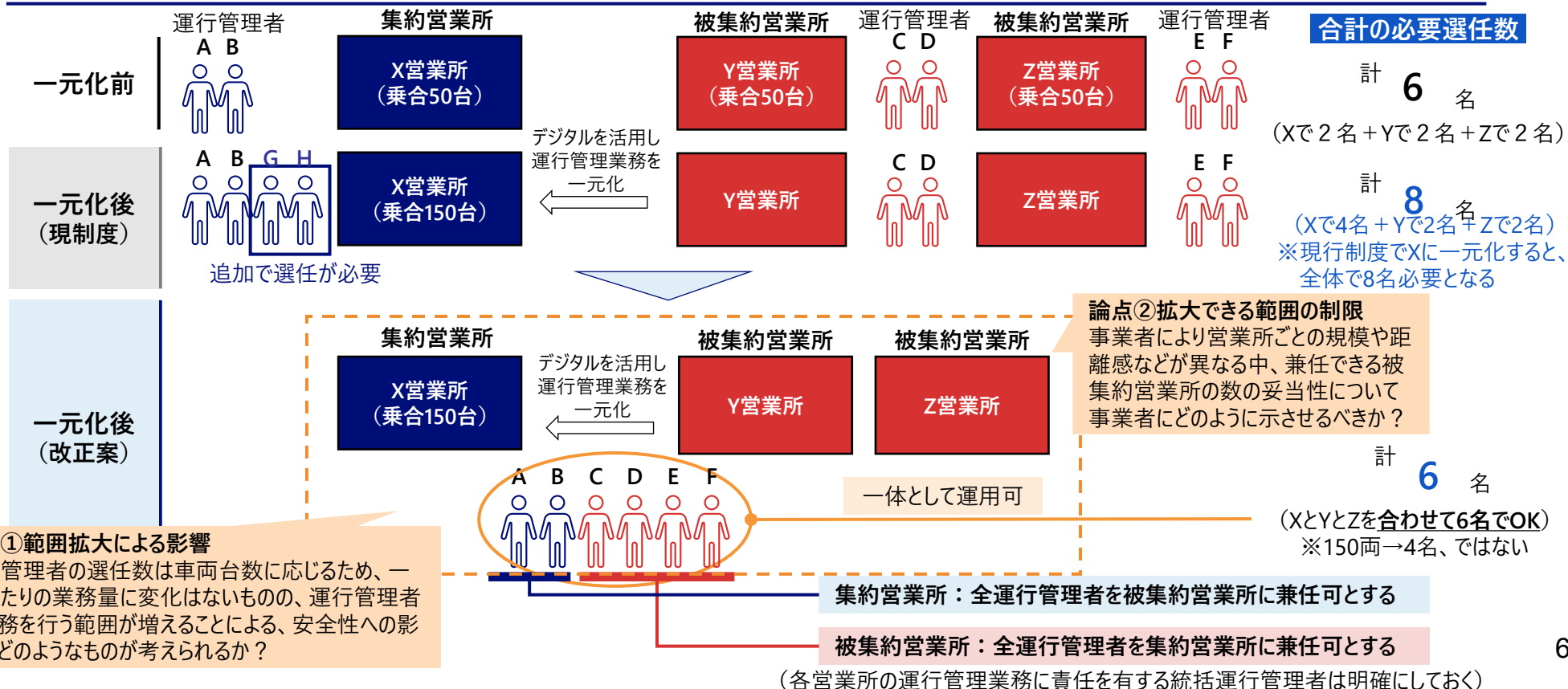
本案の概要



②1:Nの検討について(3つ以上の営業所を一体としてみなすことの検討について)

- 2つ（集約営業所と1つの被集約営業所）を一体としてみなす場合については、前ページまでに検討したところであるが、1つの集約営業所に対して複数の被集約営業所が存在するケースもある。
- そのようなケースにおいても、運行管理者の柔軟な配置を実施できるようにするため、3つ以上の営業所を一体として運行管理を実施しても問題ないかを実証を通じて検証し、必要に応じて制度化に向けた検討を進める。
- 「3つ以上の営業所」を集約することによる安全性の担保や、兼任できる被集約営業所数の妥当性をどのように示させるかが今後の論点。

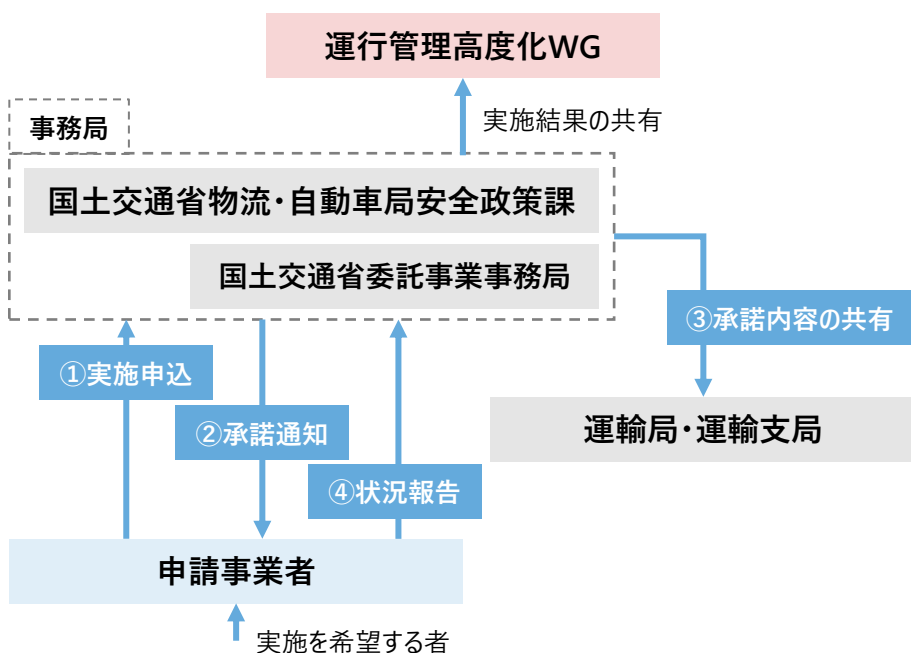
3つ以上の営業所を一体としてみなす本素案の概要



実証のスキーム

- 1：1での検討と同様、「運行管理業務の一元化」を実施している事業者のうち、希望する者が実証を実施することとする。
- 実証の実施を希望する者は、対象とする営業所や兼任する運行管理者を国土交通省のホームページに掲載する様式に記載のうえ、事務局に事前に届出を行い、承諾を受けることとする。

実証の実施スキームと流れ



「運行管理業務の一元化」の実施事業者

※国土交通省が発出している「運行管理業務の一元化実施要領」に基づき、運輸支局等に必要書類の届出を行った上で実施している事業者
R7.12時点で計59件の届出あり（乗合25件、貸切23件、乗用2件、一般貨物9件）

①実施申込

- 申請事業者が、所定様式（申込書、対象とする営業所、兼任する運行管理者の一覧、実施期間の他、非常時の体制確保等に関する宣誓書）を事務局に提出
- 1：1の検討の結果、求めることとした要件（P.5の所定様式の内容）については、1：Nの実証実験においても求めるものとする
加えて、実証中の調査への協力を参加の条件とする

②承諾通知

- 事務局にて、書類の記載情報に誤りや不備がないことを確認し、実施可否を検討
- 検討結果を、申請事業者に通知

③承諾内容の共有

- 事務局から運輸局・運輸支局に対して、承諾した事業者名、対象となる営業所、兼任する運行管理者の一覧、実施期間を共有する

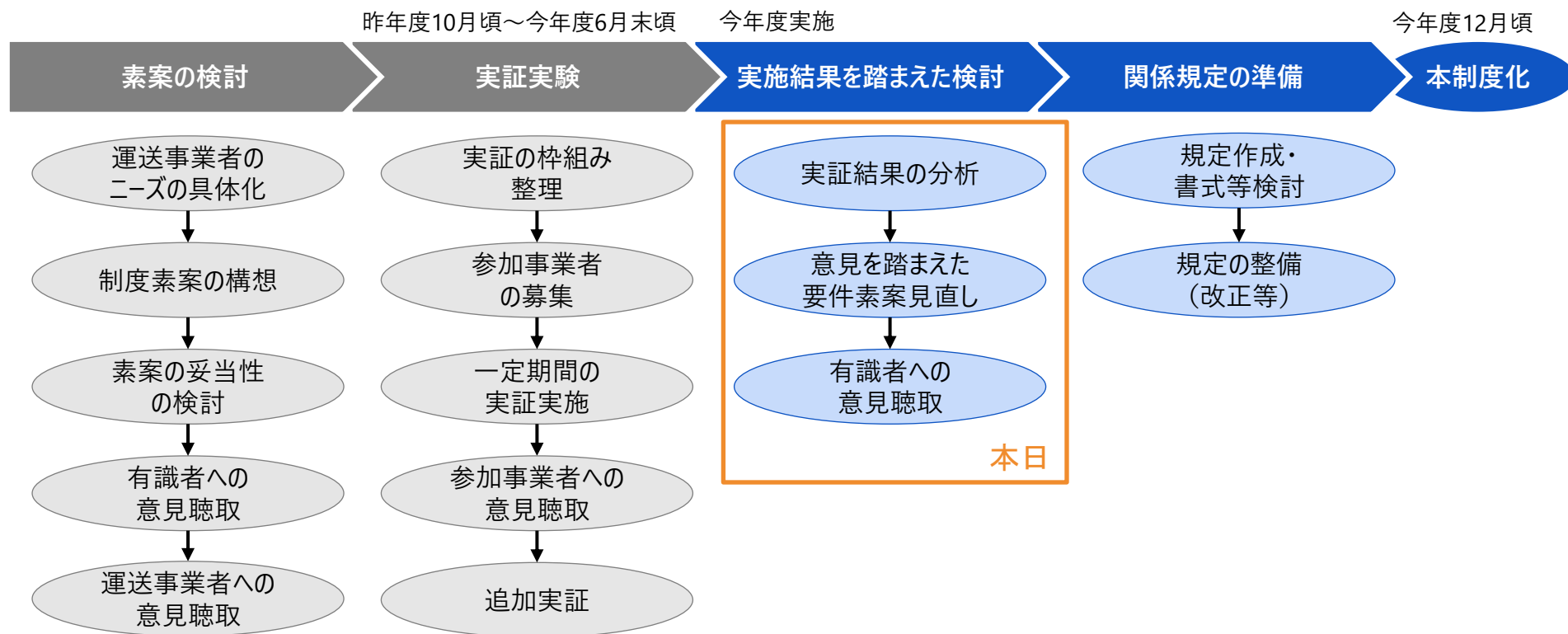
④状況報告

- 期間中は、申請事業者の運行管理者や運行管理を担当する部署に対するアンケートを実施する
- 主として、運行管理者の負担の変化とその内容について詳細に確認する
- 期間終了後に、事業者内で整備したルールやマニュアル、実施した説明の内容、寄せられた質問・意見等を事業者から事務局に報告する

今後の予定 ①1:1での選任数の考え方について

- 2つ（集約営業所と1つの被集約営業所）の営業所を一体としてみなす件【本資料P.5】については、昨年度より本格的な検討を進めてきたが、実証の結果及び本WGでの検討を踏まえ、本WGにて了承を得たうえで、所要の制度の改正を行う。

本制度化までのロードマップ（1：1での選任数の考え方について）

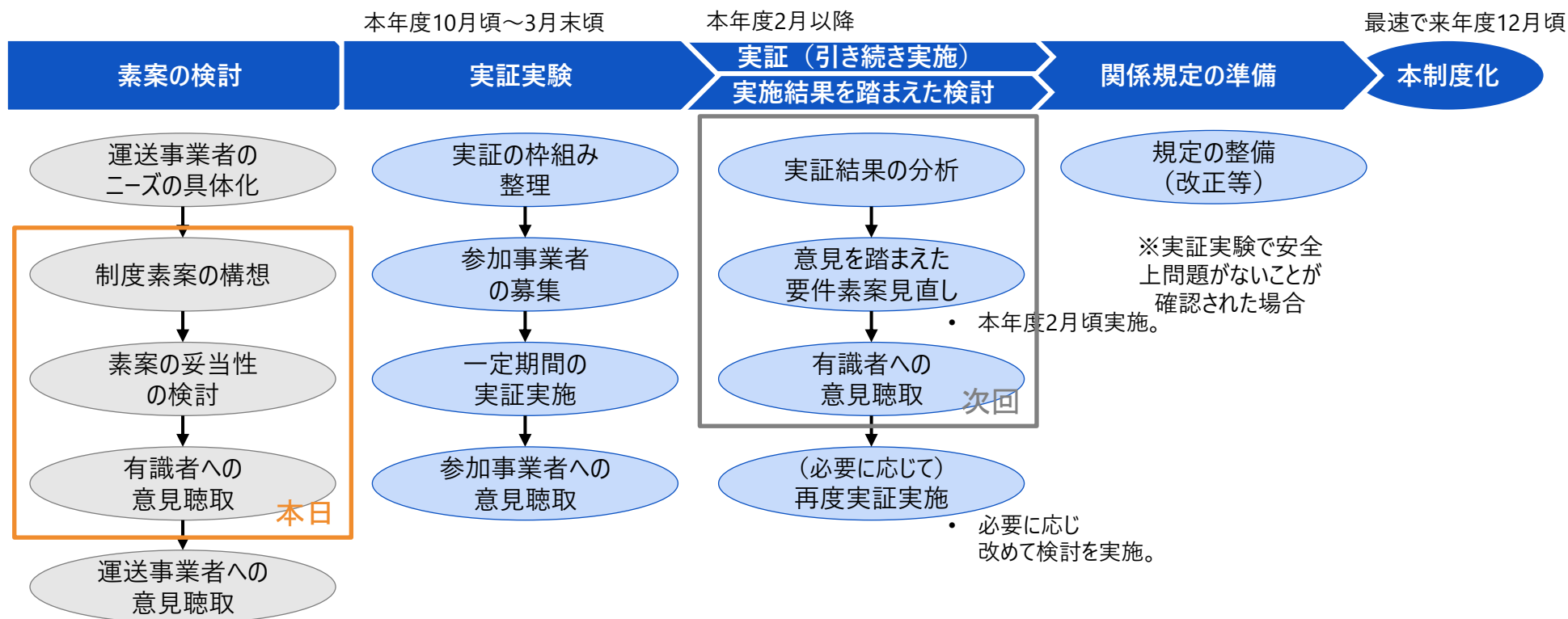


今後の予定 ②1:Nの検討について

- 1 : 1 の検討を進める中で要望が確認された、3つの営業所を一体としてみなす件【本資料P.6~7】については、実運用上の課題の有無、安全性等に支障が生じないことを確認するため、一定期間の実証実験を行う（10月中に実証実験開始予定）。
- 令和9年3月末までを目途に実証実験を実施し、制度化に向けた検討を進める。
- 次回WG#2では、実証を踏まえた参加事業者への意見聴取結果の速報版共有と、要件素案の見直しを行う。

本制度化までのロードマップ（1:Nの検討について）

※スケジュールは現時点での想定のため、検討に応じ随時見直し



本日の論点

論点 運行管理業務の一元化における運行管理者選任数について

①について、2つ(集約営業所と1つの被集約営業所)の営業所を一体としてみなす件について、原案の通り制度化してもよいか。(P.5)

②について、3つの営業所を一体としてみなす件について、実証を実施してよいか。(P.6-7)

②について、3つの営業所を一体としてみなす場合、運行管理者が業務を行う範囲が増えることによる、安全性への影響はどのようなものが考えられるか。(P.6-7)

②について、3つの営業所を一体としてみなす場合、兼任できる被営業所の数の妥当性について事業者にどのように示させるべきか。(P.6-7)

②について、3つの営業所を一体としてみなす場合、その他考えられる論点はあるか。(P.6-7)

今後の進め方は適切か。(P.8-9)